

# アーバンデザイン大賞 2024 開催要項

1. アーバンデザイン大賞の目的
2. アーバンデザイン大賞事務の進め方及び役割分担
3. 応募対象、応募者及び応募方法
4. 応募に関する留意事項
5. 審査員の選出
6. 審査員の役割
7. 審査員の義務と権利
8. アーバンデザイン大賞の審査
9. アーバンデザイン大賞の発表
10. アーバンデザイン大賞の表彰
11. 情報の公開
12. 「UD マーク」の使用
13. 応募者の責任に帰する事項
14. 応募の取り下げ及び失格
15. 受賞の取り消し
16. 主催・支援

## 1. アーバンデザイン大賞の目的

一般社団法人前橋デザインコミッション（以下 MDC）が主催するアーバンデザイン大賞は、「前橋市アーバンデザイン」の考え方に沿った建設物や活動を選び推奨し、「前橋らしさ」を作り出すために、アーバンデザインの好例（いいね！）を積み重ねることで、コンセンサス（共通理解）を作り出すことを目的とします。

## 2. アーバンデザイン大賞事務の進め方及び役割分担

アーバンデザイン大賞に係る事務局は MDC に置き、審査員の選定など常にアーバンデザイン協議会会員への報告を行うものとします。アーバンデザイン協議会会員より求めがあった場合は、会議等を開催し必要な事項を調整します。

アーバンデザイン協議会はまちづくりに関わる産学官の団体で構成され、アーバンデザインに関する活動を担う団体の連携調整を行う機関です。

## 3. 応募対象、応募者及び応募方法

アーバンデザイン大賞は、一般応募・前橋市の補助事業に基づくアーバンデザイン適合審査を一定以上で適合の店舗のいずれかに基づき実施されます。

### 3-1. 応募者からの応募

#### 3-1-1. 応募対象

応募対象は、アーバンデザインエリア内の建設物・活動に限り、「まちなみ部門」「まちづかい部門」を設けます。

##### まちなみ部門

建物や入居店舗部分または公園などのランドスケープデザイン・屋外アートなどの工作物。いわゆるハードに関するもの。

##### まちづかい部門

イベントや環境美化・弱者支援活動・アートパフォーマンス等の社会的活動。いわゆるソフトに関するもの。

また、2024年12月31日時点で、完成（開業）している建設物、または継続的に実施している活動で、2025年2月予定の受賞発表日に公表できるものとします。なお、2024年12月31日以前に完成（開業）しているものであれば、新設（新規開業）か否かは問いません。

アーバンデザインエリアとは、前橋駅から中心商業地を経て県庁周辺の利根川や前橋公園に隣接するエリアを含めた中心市街地の区域、約158haを指します。詳細は「[前橋市アーバンデザイン](#)」を参照ください。

#### 3-1-2. 応募者

応募の資格を有する応募者は、「応募対象の事業主体者」とします。応募対象の事業主体者とは、「応募対象の提供に主たる責任を有する法人及び個人」とします。事業主体者が複数関与する場合は、連名で応募することができます。

なお、暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等は応募資格がありません。

#### 3-1-3. 応募者の義務

アーバンデザイン大賞への応募にあたり、応募者は以下の義務を負うものとします。これらの義務が実行されなかった場合、MDCは当該応募者の応募を失格とします。

- ・審査に必要な情報の登録
- ・応募対象がアーバンデザイン大賞を受賞した場合の公開用情報の提供、及びホームページ等への掲載

#### 3-1-4. 応募方法

応募者は、MDC ホームページから書式をダウンロードし、応募者及び審査対象についての審査用情報をMDC事務局（[info@maebashidc.jp](mailto:info@maebashidc.jp)）まで電子メールで提出し、事務局から

受領の返信をもって応募を確定します。応募期間は11月1日から11月30日までとします。

なお、日本の法律や公序良俗に反するなど、アーバンデザイン大賞の趣旨や目的に合致しないと判断するものについては、応募を受理しない場合があります。ご不明の場合は、MDC事務局までお問合せください。

### 3-2. 前橋市の補助事業に基づくアーバンデザイン適合審査を一定以上で適合の店舗

3-2-1. 前橋市の補助事業に基づくアーバンデザイン適合審査を受け、一定以上で適合した店舗、且つ2024年12月31日に開業している店舗は、応募に関わらず審査対象となります。

## 4. 応募に関する留意事項

### 4-1 情報の取扱いについて

#### 4-1-1. 権利の帰属

応募者から提供された応募対象に関する情報の著作権は応募者に帰属します。ただし、MDCはアーバンデザイン大賞の審査及び受賞内容の告知・広報等を含めた活動に限り、その情報を使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとします。また、その目的及び態様に照らして必要が認められる場合に限り、情報の改変を行うことができるものとし、応募者はこれに同意するものとします。

#### 4-1-2. 情報の公開

応募者から提供された応募対象についての情報のうち、担当者連絡先以外の項目について、適宜アーバンデザイン大賞の広報活動等に使用することがあります。

## 5. 審査員の選出

アーバンデザイン大賞まちづかい部門「最優秀賞」「優秀賞」、まちなみ部門「最優秀賞」「優秀賞」を決定するため、MDCは審査員を選出します。多様な意見を反映できるようにするために以下のような多様な層から4人から10人を選出するものとします。

- ・中高生（若年層）
- ・中堅世代
- ・中高年層
- ・学識者（市外在住も含む）

## 6. 審査員の役割

### 6-1. アーバンデザイン大賞の確定

審査員は、アーバンデザイン大賞まちづかい部門「最優秀賞」「優秀賞」、まちなみ部門「最優秀賞」「優秀賞」について、アーバンデザインの理念と審査方針を尊重し審査を行います。

## 6-2. 受賞対象の情報開示

審査員は全ての受賞対象についてその優れている理由を明らかにし、これらの情報をMDCのウェブサイトなどを通じて公開します。

## 7. 審査員の義務と権利

### 7-1. 審査員自身に関与した対象の審査

審査員自身が関与した審査対象の審査に際し、関連情報の提供を含め、当該対象の審査に関わることはできません。

### 7-2. 審査情報に関する守秘義務

審査員は、審査対象に関わる機密情報、審査経緯等審査を通じて知り得た秘密情報を第三者に漏らすことは、一切禁じます。

## 8. アーバンデザイン大賞の審査

「アーバンデザイン大賞」の審査は、応募者から提示された情報をもとに実施します。審査を通過しMDCによる発表を経て、応募対象は「アーバンデザイン大賞受賞」となり、応募者は受賞者となります。また、アーバンデザイン大賞「優秀賞」を受賞した全ての対象（以下「受賞対象」）の中で、まちづかい部門、まちなみ部門各最も優れていると認めるものをアーバンデザイン大賞「最優秀賞」として選出します。その他審査員が特に認めた場合は、「特別賞」を認めるものとします。

なお、応募者が一定数を超えた場合は、MDCによる一次審査を行います。また、アーバンデザインの趣旨から、書式による提示された情報のみでは審査が困難と判断した場合、必要に応じてヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

### 8-1. 審査の視点

アーバンデザイン大賞の審査は、以下の視点に基づいて行われます。

#### 【まちなみ部門】

にぎわいの「見える化」でにぎわいを促進しているか。

- ・開口（ガラス面）を大きく取り、街路から屋内のにぎわいが感じられるか。
- ・街路から屋内のにぎわいが感じられる配置になっているか。
- ・夜間・閉店時も明かりを灯すなど、まちの景観の演出がされているか。

楽しい街並みの創出に貢献しているか。

- ・ 出入口は、街路から直接出入りができるか。
- ・ 壁面緑化やプランターなど、緑を感じられる演出がなされているか。
- ・ ショーウィンドウ・ディスプレイ・壁面の装飾などが設けられ、魅力が漏れだし、視覚的に楽しい演出がされているか。

エコディストリクト、ミクストユース、ローカルファーストの考え方に適合した活動を実施しているか。

※建設物だけではなく、そこでの商売や活動内容も含めて総合的な審査を行います。

#### 【まちづかい部門】

エコディストリクト、ミクストユース、ローカルファーストの考え方に適合した活動を実施しているか。3つの考え方がバランスよく適合しているか。

- ・ 前橋の文化の継承・創造に関する活動（ローカルファースト）
- ・ まちづくりに関わる人口を増やすための活動（ローカルファースト）
- ・ 地域に根付いた継続した活動（ローカルファースト）
- ・ 次世代にまちなかの魅力を伝える活動（ミクストユース）
- ・ 多世代・多文化交流できる活動（ミクストユース）
- ・ 居心地の良さを生み出す活動（エコディストリクト）
- ・ 環境価値の向上に資する活動（エコディストリクト）

### 9. アーバンデザイン大賞の発表

MDCは、2024年度のアーバンデザイン大賞まちづかい部門「最優秀賞」「優秀賞」、まちなみ部門「最優秀賞」「優秀賞」を年度内に発表します。受賞者は、この発表日をもって受賞結果を公表することができます。

### 10. アーバンデザイン大賞の表彰

全てのアーバンデザイン大賞受賞対象に記念品を贈呈します。

### 11. 情報の公開

応募者から提供された情報を、アーバンデザインの理解を深める広報活動に使用することがあります。また、受賞に至らなかった対象を含め、個別の審査内容に関する情報の開示請求には対応しません。

### 12. 「アーバンデザインマーク」の使用

アーバンデザイン大賞受賞対象は、受賞の証である「アーバンデザインマーク」を使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。なお、「アーバンデザインマーク」を使用する際は、MDCまでお問い合わせください。

アーバンデザインマークとは、アーバンデザインの考え方を象徴したものでアーバンデザイン大賞の他にアーバンデザインに適合した建造物や活動に表示していきます。

### 13. 応募者の責任に帰する事項

アーバンデザイン大賞の応募対象に関する意匠権等の知的財産権、品質、性能、安全性等の要件及びその販売、施工等に関して生じた問題の責任については、応募者が負うものとし、MDCはその一切の責任を負いません。

アーバンデザイン大賞への応募により、応募者、受賞者あるいはその他の第三者の間で生じた紛争については、MDCはその一切の責任を負いません。

### 14. 応募の取り下げ及び失格

応募者は、応募の確定後であっても、2024年12月31日までの間は応募を取り下げることができます。この場合、応募者は電子メール等の文書による連絡を行い、MDCの確認・返信をもって応募の取り下げが完了となります。

なお、応募者が「アーバンデザイン大賞開催要綱」に定める事項に違反した場合、MDCはその応募を失格とします。

### 15. 受賞の取り消し

アーバンデザイン大賞の受賞者が、受賞発表後に「アーバンデザイン賞開催要綱」に定める事項に違反した場合、その受賞を取り消すことがあります。

また、アーバンデザイン大賞の受賞対象について、下記のような事実が判明した場合、その受賞を取り消すことがあります。

- ・受賞対象が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合。
- ・受賞対象が、他者の意匠権等の知的財産権を侵害していると公に認められた場合。
- ・受賞者及び受賞対象に暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等が関連している場合。

### 16. 主催・支援

主 催 : 一般社団法人 前橋デザインコミッション

共 催 : アーバンデザイン協議会

後 援 : 前橋市

2024年10月11日

**お問合せ先**

一般社団法人 前橋デザインコミッション(MDC)

Tel:027-289-3773 Mail:info@maebashidc.jp